

Vol
191

NISAだけじゃない。知っておきたい投資信託の税制

年末が近づくと、確定申告の準備が気になる方も多いのではないのでしょうか。少額投資非課税制度(NISA)口座を使った投資なら確定申告は不要ですが、この時期になると、投資信託の損益通算や配当控除についてお問い合わせをいただくことが増えてきます。そこで今回は、NISA以外に知っておきたい2つの投資税制を解説します。

投資信託に関連するNISA以外の主な投資税制

1

損益通算

2

配当控除



損失と利益を相殺できる「損益通算」

NISA口座を利用しない場合、投資信託の売却益や普通分配金には、20.315%が課税されます。「損益通算」とは、このときの課税対象を「損失と利益を合算した金額」にするというもの。損益通算をすることで、税金の支払いを少なくすることができます。

損益通算の例

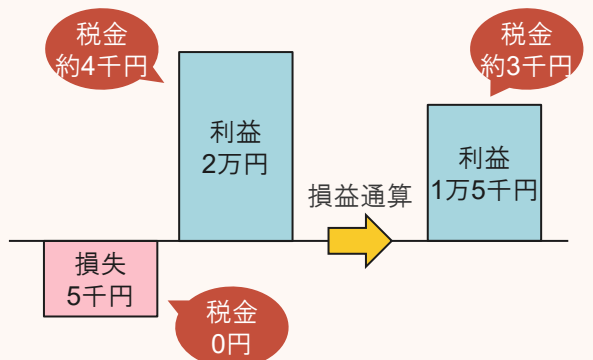
ー利益2万円と損失5千円が発生した場合ー

取引ごとに見ていくと、

- 損失5千円の税金・・・0円
- 利益2万円の税金・・・約4千円

となり、税金の合計は、約4千円になります。

しかし、損益通算を適用することで、課税対象が1万5千円(2万円－5千円)になるため、税金を約3千円に減らすことができます。



損益通算は、株式などとの合算も可能で、取引口座が「特定口座・源泉徴収あり」なら確定申告も不要です。一方、「特定口座・源泉徴収あり」以外の口座や、複数の金融機関を合計した損益通算、損失を次年度以降にも繰り越す*といった場合には、確定申告が必要となるので、手続きを忘れないようにしましょう。

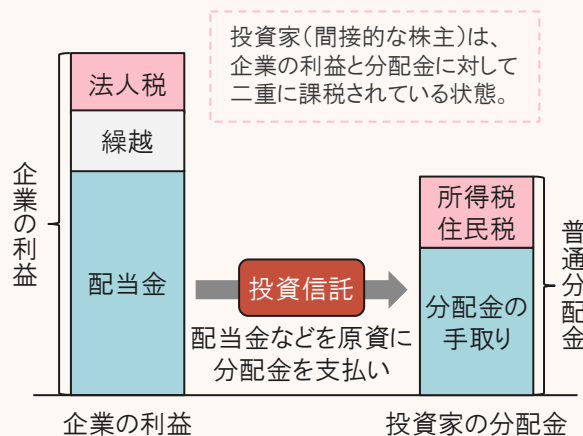
* 損益通算してもなお控除しきれない損失の金額は、翌年以後3年間にわたり、毎年確定申告をすることにより繰り越すことができます。
お取引に伴う税金の適用は、お客さまの個別の状況に応じて異なるため、個別の取扱い等については税理士・税務署等にご相談ください。

分配金の税負担を軽減する「配当控除」

2つ目の知っておきたい税制は、「配当控除」です。そもそも配当とは、企業が法人税を払った後の残った利益から支払われるもの。投資信託では、この配当金などを原資にして分配金が支払われます。

個人投資家は、分配金のうち、普通分配金に対して所得税や住民税を支払いますが、企業もすでに税金を支払っています。配当控除は、この二重課税を軽減する目的で存在しています。

分配金の二重課税のイメージ



すべての投資信託が対象ではない配当控除

配当控除は、「総合課税」にして確定申告することで利用できますが、日本株式への投資割合の高い投資信託しか対象にはなりません。

配当控除の対象になる投資信託かどうかは、目論見書の「手続・手数料等」の「課税関係」を見ることで確認ができます。配当控除の対象となる投資信託の場合は、「配当控除の適用があります。」と書かれているので簡単に確認できます。

目論見書の「課税関係」の記載のイメージ

課税関係

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

- ・公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。
- ・当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・配当控除の適用があります。
- ・益金不算入制度は適用されません。

課税関係

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

- ・公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。
- ・当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・配当控除の適用はありません。
- ・益金不算入制度は適用されません。

お取引に伴う税金の適用は、お客さまの個別の状況に応じて異なるため、個別の取扱い等については税理士・税務署等にご相談ください。

「配当控除」は課税総所得金額等を要確認

配当控除の対象であっても、配当所得のうちどの程度を税額から控除できるか(控除率)は、投資信託によって異なります。そして、控除率は、それぞれの投資信託の「外貨建資産割合」と「非株式割合」、配当所得以外の総合課税所得の合計(課税総所得金額等)によって決まります。

外貨建資産割合や非株式割合は、銀行・証券会社が発行する収益分配金計算書や約款(請求目論見書に掲載)でご確認いただけます。



株式投資信託の普通分配金の配当控除率

●課税総所得金額等が1千万円以下の部分

		非株式割合	
		50%以下	50%超 75%以下
外貨建資産割合	50%以下	所得税:5.0% 住民税:1.4% 合計 :6.4%	
	50%超 75%以下		所得税:2.5% 住民税:0.7% 合計 :3.2%

●課税総所得金額等が1千万円超の部分

		非株式割合	
		50%以下	50%超 75%以下
外貨建資産割合	50%以下	所得税:2.5% 住民税:0.7% 合計 :3.2%	
	50%超 75%以下		所得税:1.25% 住民税:0.35% 合計 :1.60%

※外貨建資産割合や非株式割合が75%超の場合には、配当控除の対象外となります。

注意したいのは、損益通算と配当控除の併用はできないこと。そして、配当控除を適用するために総合課税を選択すると、課税総所得金額等が大きくなるので、結果的には税金が増えたり、配偶者控除などから外れる場合もあるという点です。

新しいNISAで非課税枠が大きくなったため、課税口座での取引を見送っている方もいらっしゃるかもしれません。しかし、NISA非対象であっても魅力的な投資対象は多くあります。もしも、そうした投資信託への投資を検討しつつ、少しでも税金で損をしたくないなら、ここでご紹介した制度などについても改めて調べてみることをお勧めします。

毎年変わっていく税制を正しく理解して
正しく納税するためにも
税理士や税務署等にご相談ください。



nikko am

コールセンター

0120-25-1404

営業時間 平日 9:00~17:00

お取引に伴う税金の適用は、お客さまの個別の状況に応じて異なるため、個別の取扱い等については税理士・税務署等にご相談ください。

日興アセットマネジメント